

八街市の各区を紹介します(33)【用草区】

八街市には39の区があり、それぞれの地区で、その地域ならではの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。今月は、用草区を紹介しましょう。

用草(もちくさ)区は市の西側に位置し、区への加入世帯は、この20年間で20世帯程減少し、令和3年12月現在で約150世帯中65世帯となっております。未加入の方々にも、どのように区の取り組みに関わっていただけるかが、今後の区運営のカギとなります。魅力ある区にしていくため、先人の歴史を引き継ぎながら、年齢層が若くなった区役員とともに、新たな取り組みを模索しているところです。また、行政機関や近隣の区とも連携し、住民同士が協力し合いながら、用草区を住み良い地域にしていきたいと思えます。



皇産霊神社

寛文2年(1662年)社殿改築という記録があることから、それ以前の創建と考えられます。神社は明治4年に用草村の「村社」となり、同22年の川上村が誕生したのちも、長年にわたって村の鎮守として地域住民の心のよりどころとなってきました。神社の社殿は、2011年に発生した火災により一度、焼失してしまいました。区内外の方々からのご支援もあり、社殿を再建することができました。毎年11月23日には新嘗祭(いなめさい)という神事が行われています。このほかにも、古い歴史を持つ「真福寺(しんぷくじ)」や、江戸から明治時代にかけて地域の教育普及に尽力した斎藤庄右衛門(さいとうしょうえもん)をたたえる石碑といった史跡もありますので、区内を散策する際にはぜひお立ち寄りください。

☎ 312・1140

記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費用 用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

「地域力向上スクール」の受講生募集

「地域力」を高めるためには、身近なところにある資源に気付き、一人一人の地域をよくしたいという思いや行動を引き出して、協働で地域づくりに取り組んでいけるかがカギとなります。

今年度の「地域力向上スクール」は全3回に分けて講座を実施し、市内の実例をもとに地域づくりについて学び、理解を深めます。

【時間割】
1限目 3月5日(土)
地域で活躍している人の事例発表&意見交換会
テーマ
・地域の活性化
・空き家の再生

2限目 3月12日(土)
市内の実例から学ぶ活動のプランニング

エンジョイスポーツ開催のお知らせ

市民の方を対象に、エンジョイスポーツを実施します。今回のエンジョイスポーツはノルディック・ウォークです。スポーツプラザ周辺を散策します。

時 2月13日(日)
午後2時〜4時

場 スポーツプラザ周辺
対 市内在住・在勤の方
※中学生以下の方は、保護者同伴をお願いします。

定 10人
費 無料

3限目 3月26日(土)
活動プランづくり
(グループワーク)

課外授業
実地体験(予定)
場 総合保健福祉センター
対 市民活動に取り組んでいる方
地域貢献に興味がある方
地域のつなぎ役としてスキルアップしたい方
八街市の地域資源について知識が豊富な方

募集人数 20人(先着順)
費 無料
氏名・住所・電話番号を電話、FAX、電子メールなどで市民協働推進課にお申し込み。

☎ 312・1140
FAX 443・1742
shiminkyodo@city.yachimata.lg.jp

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を再度延長し再支給を行います

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の再貸付が終了した世帯に支給している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期間が3月31日(木)(必着)まで再度延長となりました。

また、初回の支給期間中に誠実かつ熱心な求職活動を行ったにもかかわらず、自立への移行が困難な方を対象に再支給します。

※初回の支給期間中に求職活動を行わなかったことなどは再支給の対象となりません。

支給対象世帯

- ① 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、または令和4年3月までに借り終わる世帯
- ② 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ③ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申し込みに至らなかった世帯

八街市・八街市教育委員会定例表彰式の開催を中止します

2月6日(日)に開催を予定していた「令和3年度八街市・八街市教育委員会定例表彰式」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため式典の開催を中止します。

八街市表彰に関するお問い合わせ先
☎ 443・1442

八街市教育委員会表彰に関するお問い合わせ先
☎ 443・1442

支給期間 3カ月間
申請期限 3月31日(木)(必着)
申請方法 郵送
※支給にあたっては、収入や資産、求職活動などの要件があります。また、生活保護受給世帯、職業訓練受講給付金受給世帯は対象外となります。

支給月額
単身世帯 6万円
2人世帯 8万円
3人以上世帯 10万円